

太子町公共施設予約システム導入業務 公募型プロポーザル

審査基準・配点

令和7年 7月

太子町

I 書類審査

1 業務実績表(様式3)【10点】

提案する公共施設予約システムについて、過去5年間の地方公共団体における導入実績を審査する。

なお、各実績につき2点を付与し、記入可能な実績数は5件を上限とする。

2 機能要件確認票(様式8)【150点】

対応状況の判断基準については以下を基準とし、回答すること。

回答	倍率	判断基準
○	1.0	システムの標準機能で対応しているもの。 (令和8年3月の稼働(予定)までに実装見込みのものを含む。)
△	0.5	システムの代替機能又は無償カスタマイズで対応しているもの。なお、代替機能や前提条件については備考に具体的な対応方法を明記すること。
□	0.2	有償カスタマイズで対応するもの。 「カスタマイズ費」欄にカスタマイズ費用を記入し、「重要度」が「重要」であるものは、見積書に具体的な経費を積算した内訳書を記載し、カスタマイズ費用の合計額を計上すること。 また、重要度が空欄であるものは「カスタマイズ費」欄にカスタマイズ費用を記入し、見積書には計上しないこと。
×	0	システムでは対応できないもの又は要求仕様を著しく満たしていないもの。

- ・デモンストレーションにて機能要件確認票記載の機能を確認した結果、回答内容と実際の機能が一致しないと町が判断した場合、回答内容を訂正した上で再計算を行う。
- ・各項目1点とする。ただし、要件欄の文頭に【重要】と記載のある項目については、3点とする。
- ・審査(回答)ごとに、上記表の倍率と回答結果の数に乗じて、合計したものを獲得点とする。
- ・審査点は、以下に示す計算式により計算する。

獲得点÷総点数(132点)×150点

※小数点以下第2位を四捨五入

3 見積書(任意様式)【100点】

審査点は、以下に示す計算式により計算する。ただし、審査はランニングコスト5年間を含めた総額とする

$$\text{最低提案価格} \div \text{提案価格} \times 100 \text{点}$$

※小数点以下第2位を四捨五入

II 企画提案書プレゼンテーション及びデモンストレーション審査

1 企画提案書(任意様式)及びプレゼンテーション 【160点】

企画提案書及びプレゼンテーションの内容について、以下の判断基準に基づき審査する。

審査項目（大項目）	審査項目（小項目）	審査の判断基準	配点
本事業の目的達成に向けた方針、考え方	—	仕様書「2 目的」で示した目的を理解しており、実現に向けた提案となっているか。	10
公共施設予約システム	システムの全体像	システムの全体像が容易に理解できる提案となっているか。	10
	基本要件	仕様書「6 システム要件 (1) 基本事項」に記載の各項目について、実現に向けた具体的な提案となっているか。	20
	オンライン決済システム	仕様書「6 システム要件 オンライン決済システム」に記載されている内容を踏まえた上で、公共施設予約システムとの連携手法や連携のイメージ、施設利用者及び職員双方のワークフローについて、具体的かつ効果的な提案となっているか。	10
	—	仕様書「7 システム構築」及び「11 プロジェクト管理」に記載の各項目について、具体的な対応方針が示されているか。また、システム運用開始日、システム構築体制、構築スケジュール等について、具体的な対応方針が示されているか。	15

導入支援	—	仕様書「8 マニュアル作成・操作研修」に記載の各項目について、具体的な対応方針が示されているか。また、各種研修計画及びスケジュール、町民向け説明会への同席等について、具体的な対応方針が示されているか。	15
運用・保守	—	仕様書「9 運用・保守要件」に記載の各項目について、具体的な対応方針が示されているか。	20
その他留意事項・追加提案事項	—	仕様書で要求していないが、本事業の趣旨に照らして有益となる提案がなされているか。	20
プレゼンテーション	—	提案書の内容についての説明が理解しやすく、提案書に沿った説明となっているか。	15
		質疑応答の対応は十分満足できるか。	15
		提案書の内容と異なる説明や矛盾した説明をしていないか。	10

2 デモンストレーション【80点】

システムの機能及び操作性に対して、提案者のデモンストレーションにより審査を行う。

利用者側機能及び職員側機能について以下の説明を行うこと。

(1) 利用者側機能

利用者登録、予約申込み、使用料の支払、施設利用までの一連の流れの説明を行うこと。

(2) 職員側機能

利用者側からの申請に対する処理、施設の登録・廃止、料金変更等のメンテナンス方法について、説明を行うこと。

利用者側機能及び職員側機能の得点配分は各40点とし、以下の観点で審査する。

ア 機能審査

審査	採点	審査基準
○	25点	デモによる機能確認に加え、質疑応答における要求事項にも確認ができたもの
□	15点	デモによる機能確認が仕様どおり確認できたもの
△	10点	デモによる機能確認が半分程度できたもの
×	0点	デモによる機能確認がほとんどできないもの

イ 操作性審査

審査	採点	審査基準
◎	15点	画面の見やすさ、操作のしやすさ等において非常に使いやすく優れている。
○	10点	画面の見やすさ、操作のしやすさ等において使いやすい。
□	7点	画面の見やすさ、操作のしやすさ等は標準的である。
△	3点	画面の見やすさ、操作のしやすさ等においてやや使いにくい。
×	0点	画面の見やすさ、操作のしやすさ等において非常に使いにくく劣っている。